

# 賞与の計算方法

<< 賞与の支払いが、年3回以下の鹿児島県の場合 >>

健康保険料	40歳未満65歳以上	5.325% (折半率) <介護保険なし>
	40歳以上65歳未満	6.145% (折半率) <介護保険あり>
厚生年金保険料		9.150% (折半率)
雇用保険料	一般事業	0.5% (被保険者負担分)
	農林水産・清酒・建設業	0.6% (被保険者負担分)

例：賞与額（325,600円）のときの、各保険料の計算方法

I. 雇用保険料  $325,600 \times 0.5\% = 1,628$ 円  
(※ 建設業等： $\times 0.6\%$ )

II. 1,000円未満を切り捨てる  $\Rightarrow 325,000$ 円

III. 健康保険料（鹿児島県の場合）

健康保険料 + 介護保険料（★40歳以上65歳未満の方はお忘れなく★）  
 $325,000 \text{円} \times 6.145\% = 19,971.25 \approx 19,971$ 円

IV. 厚生年金保険料

$325,000 \times 9.150\% = 29,737.5 \text{円} \approx 29,737$ 円

V. 所得税控除

前月分の給料から社会保険料を控除した額と扶養人数より 所得税率 を算出します  
(令和4年分源泉徴収税額表・15頁～16頁の表から導きます)

{ (総支給額)325,600 - ((I)1,628 + (III)19,971 + (IV)29,737) }  $\times$  所得税率 = 所得税

## 標準賞与額の上限度

健康保険…年度あたり累計で573万円

厚生年金保険…月間150万円

※ 同月内に2回以上支給されるときは合算した額で適用

◎ I、III、IVの端数処理について

端数が50銭以下の場合は切り捨て、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。

会社で規定がある場合は、そちらに従ってください。

